第七条第一項中「整理審査し」を「整理した上、審査し」に、「残部」を「他の一部」に改め、同条第二項中「審査集計する」を「審査した上、集計する」に改める。

第八条及び第九条を削る。

第十条中「すみやかに経済産業省の刊行物に掲載し、又はその他の方法により」を「速やかに」に改め、同条を第八条とする。

第十一条を削る。

第十二条第二項中「の作成した集計表の保存期間は、五年とする」を「は、調査票の内容を記録した電磁的記録を永年保存する」に改め、同条を第九条とする。

附　則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第十八号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の施行に伴い、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第五十九条、第八十三条及び第九十五条の規定に基づき、ガス事業会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

ガス事業会計規則の一部を改正する省令

ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改める。

第二条第一項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「第十五条」を「第十七条」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「ガス導管事業者」を「特定ガス導管事業者（一般ガス導管事業を営む者を除く。以下同じ。）」に、「第十六条」を「第十五条」に、「別表第三」を「別表第二」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　ガス製造事業者（一般ガス導管事業を営む者を除く。以下同じ。）の勘定科目の分類は、次条、第五条、第六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第八条から第十条まで及び第十五条に定めるもののほか、別表第三によらなければならない。

第二条第四項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改める。

第四条中「供給約款」を「託送供給約款」に、「ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改める。

第十一条中「供給約款」を「託送供給約款」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改める。

第十二条中「ガス事業（別表第一の収益の表中に規定する製品売上及び営業雑収益に係る事業（簡易ガス事業を除く。）をいう。次条において同じ。）」を「ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「法」という。）第二条第十一項に規定するガス事業（法第二条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。以下同じ。）」に改める。

第十三条の見出し中「附帯事業とに」を「附帯事業に」に改め、同条第一項中「附帯事業とに」を「附帯事業に」に、「供給区域内のガスメーター」を「ガスメーター（一般ガス導管事業及び法第五十五条第一項に規定する特定ガス導管事業に係るものに限る。以下同じ。）」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改める。

第十四条第一項中「一般ガス事業者又はガス導管事業者」を「一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者又はガス製造事業者」に、「ガス事業法（以下「法」という。）第二十六条第二項又は法第三十七条の八において準用する法第二十六条第二項」を「法第五十九条第二項、法第八十三条第二項又は法第九十五条第二項」に改め、同条第二項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「法第二十六条第二項」を「法第五十九条第二項」に改め、同条第三項中「ガス導管事業者」を「特定ガス導管事業者」に、「法第三十七条の八において準用する法第二十六条第二項」を「法第八十三条第二項」に改め、同条の次に次の一項を加える。

4　ガス製造事業者が、法第九十五条第二項の規定により提出すべき書類は、第二条第三項の規定による勘定科目に基づいて作成した書類とする。

第十五条を削り、第十六条を第十五条とする。

第十七条中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条中「ガス導管事業者」を「特定ガス導管事業者」に、「様式第十二のガス導管事業資産額報告書」を「様式第十の特定ガス導管事業資産額報告書」に改め、同条第一項中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十八条　ガス製造事業者は、第二条第三項の規定にかかわらず、会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の規定に基づき作成した貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び附属明細書並びに様式第十一のガス製造事業資産額報告書を、第十四条第四項の提出すべき書類とすることができる。

2　前項のガス製造事業者は、様式第十一のガス製造事業資産額報告書を作成しなければならない。

別表第一中「一般ガス事業者の勘定科目表」を「一般ガス導管事業者の勘定科目表」に改める。

別表第一の資産の部のⅠ固定資産(1)有形固定資産の天然ガス採取設備の款の備考中「一般ガス事業」を「ガス小売事業、一般ガス導管事業、ガス製造事業」に改め、同表の資産の部のⅠ固定資産(1)有形固定資産の供給設備の款の備考中「ガスせん」を「ガス栓」に改める。

別表第一の資産の部のⅠ固定資産(3)投資その他の資産の投資有価証券の款の備考中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改める。

別表第一の資産の部のⅡ流動資産の売掛金の款中器具売掛金の項を削り、同款中ガス売掛金の項の次に次の二項を加える。

託送供給売掛金	事業者間精算に係る売掛金を含む。
受託製造売掛金	

別表第一の資産の部のⅡ流動資産の関係会社売掛金の款の備考中「関係会社である一般ガス事業者及び大口ガス事業者」を「関係会社」に改め、「ガス事業」の下に「及び卸ガス事業（ガス小売事業者に対して導管によりガスを供給する事業をいう。）」を加える。

別表第一の負債の部のⅢ引当金のガス熱量変更引当金の款を削る。

別表第一の費用の部の供給販売費の款の託送料の項の備考中「託送供給」の下に「（連結託送供給を除く。）」を加え、同款の雑費の項の次に次の四項を加える。

需給調整費	需給調整指令の遂行に係る費用及び製造設備の余力確保に係る費用として他の事業者に対して支払った額
バイオガス調達費	バイオガス調達時に一般的なガス調達費用より割高となる費用として他の事業者に対して支払った額
需要調査・開拓費	需要調査・需要開拓に係る費用として他の事業者に対して支払った額
事業者間精算費	事業者間精算契約に係る料金として他の事業者に対して支払った額

別表第一の費用の部の営業雑費用の款の備考中「製品の販売」を「ガス事業（ガス事業会計規則第十二条に規定するガス事業をいう。以下同じ。）」に改め、同款中器具販売費用の項を削り、受注工事費用の項の次に次の一項を加える。

その他営業雑費用	ガスを使用する場合に用いられる設備（附属設備を含む。）の販売等に係る費用